

第1回 山口県自転車の安全で適正な利用の促進に関する 検討委員会の概要

1 開催日時・場所

令和5年4月25日（火）13:30～14:30まで
山口県庁4階 共用第4会議室

2 出席者

委員 大寺委員、落合委員、榊原委員、武村委員、田畑委員、鶴委員、
中川委員、中谷委員、弘重委員、松永委員、山田委員（WEB参加）
県 藤田環境生活部長、渡壁県民生活課長、伊藤スポーツ推進課長、
嶋原道路整備課長、江澤学校安全・体育課副課長
警察本部：大浴交通企画課長
県民生活課地域安心・安全推進班：藤井県民生活課企画監、土橋主査

3 概要

（1）検討内容

ア 委員長の選任・職務代理者の指名

委員の互選により、委員長に山口大学榊原委員、委員長の指名により
職務代理者に山口県交通安全協会の落合委員が選任された。

イ 自転車を巡る現状と課題等について

事務局から、県内での自転車が関与する人身事故の状況、他県での自
転車事故に伴う高額賠償事例、自転車損害賠償責任保険等の加入率、自
転車の安全で適正な利用を促進する条例制定の必要性等について説明
し、委員から意見をいただいた。

ウ 今後のスケジュールについて

事務局から、条例制定に向けたスケジュールについて説明を行った。

（2）主な意見

- 自転車の安全で適正な利用を促進していくためには、是非とも条例を制
定する必要がある。
- 山口県では、車に次いで、通勤・通学時に自転車が利用されており、自
転車の安全利用を推進していくための総合的な施策展開が必要である。
- 自転車は気軽に利用できる一方で危険も伴うものであり、安全教育が重
要である。
- 近年、自転車が加害者となる交通事故で高額賠償の判例が多く出てお
り、また、住民の権利意識が高まる中で、自転車利用者の損害賠償責任保
険への加入義務化は必要と考える。
- 条例で自転車の損害賠償責任保険の加入を義務化した都道府県では、保
険加入率が大幅に上昇していることから、条例を制定する際は保険の義務
化が必要だと思う。